平成２１年（フ）第２８２号
愛知県一宮市新生２丁目５番２―104号
シャトレ・シンセイ
債務者　大出　正夫
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２５号
京都府舞鶴市字安岡568番地20
債務者　比嘉　竹子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２１年（フ）第２６号
京都府舞鶴市字松陰５番地５府営住宅１棟302号
債務者　数面　千早（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２１年（フ）第２２３０号
大阪市淀川区新高３丁目４番21―303号
債務者　永井　良典
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２５０７号
大阪市阿倍野区阪南町３丁目５番17号
債務者　加藤明子こと　劉　　明子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３１９８号
大阪府門真市堂山町９番３号
債務者　武田　大蔵
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４０６７号
大阪府吹田市高野台４丁目１番B77―307号
債務者　保榮茂正樹
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２０３号
大阪市阿倍野区阪南町５丁目15番22号
債務者　丸山登美江
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２３５号
大阪府枚方市長尾北町１丁目1201番地の１307
債務者　白石　利香
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２６０号
大阪市福島区玉川４丁目４番16号　丸文玉川コーポ305号
債務者　山本　　悟
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２６９号
大阪府大東市南郷町13番505号
債務者　上田　　巌
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２７１号
大阪市天王寺区夕陽丘町３番10―801号
債務者　古元　聖徳
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３７２号
大阪府大東市三箇６丁目22番23号
債務者　橋本　正美
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３９３号
大阪府大東市御供田１丁目11―６　204号、住民票上の住所大阪市鶴見区茨田大宮１丁目７番48号
債務者　中村　敏昭
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３９４号
大阪府大東市御供田１丁目11―６　204号、住民票上の住所大阪市鶴見区茨田大宮１丁目７番48号
債務者　中村真由美（旧姓杉田）
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４２９号
大阪市東淀川区豊里５丁目22番13号　レオパレス栄光105号
債務者　光田　邦夫
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４４２号
大阪市港区八幡屋１丁目10番21号　第７柴田ビル301号
債務者　弓削　智美
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部